

夢を実現する第一歩のために

2014年新春1月号



ミツヒロニュース



明けまして おめでとうございます。
今年は、甲午(きのえうま)の年。
午は「活発な行動力」、甲は「
伸びる・発展する」性質を持ち
累れ馬の年とも言われます。
また、時代は「陰から陽の時代」と
稱められており、明るいものの元気が全面に出
てくるものが好まれるそうです。
ぜひ今年は、明るく元気な目標を掲げ、夢に
向けて駆け上る午のように、夢の実現へと
前進しましょう。

光廣 昌史

今月のトピックス

- ◇平成26年度 税制改正大綱発表!
- ◇イザというとき慌てない
税務調査の基礎知識(22)
「調査官が見ているもの②」
- ◇確定申告にあたり
◇新春のご挨拶



平成26年度税制改正大綱発表!

自民、公明両党は12月12日、平成26年度税制改正大綱を決定しました。脱デフレに向けた企業活性化を重視し、復興特別法人税廃止や大企業の交際費の50%を非課税にする措置を盛り込みましたが、要となる法人実効税率引き下げは「引き続き検討する」との表現にとどまりました。消費増税の家計への影響を和らげる軽減税率も導入時期があいまいなままであります。経済活性化と消費増税を両立する税制改革は足踏み感がにじんでいます。

政府・与党が税制改正で重視したのは、220兆円の手元資金を抱える企業部門がお金を使うような仕組みです。企業がため込んだお金を使い脱デフレが進めば、家計部門に賃上げなどの形で恩恵が及びます。日本経済も成長軌道に乗りやすくなります。

この秋に決めた設備投資減税などを含めると、差し引きで1兆5千億円の減税です。その恩恵の大半は、黒字を出す企業が受けます。震災復興に使うために導入した「復興特別法人税」を1年前倒して今年度限りで打ち切り、8千億円の法人減税になるのが大きいと思われます。しかし、個人には厳しく、家計から約6兆円（国民一人あたり年約5万円）を吸い上げる消費増税はすでに決まっています。税率を10%に上げる平成27年10月の段階で導入することを検討してきた軽減税率は、「10%時に導入する」と書きましたが、引き上げ時に導入するかの判断は先送りとなりました。

増税による負担増をやわらげるため、食料品などの生活必需品を8%に据え置けば、消費者にとっては約1兆円の負担軽減となります。しかし、大綱では、「必要な財源を確保し、関係事業者を含む国民の理解を得た上で導入する」と条件を付けました。自民党や財務省などは、税率を10%超に再引き上げする際、食料品などを10%に据え置くことを想定していると見られます。

さらに、高収入の会社員らの所得・住民税を平成28年1月から増税します。最大で年14万円の増税となります。

(次頁へつづく)

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<http://www.office-m.co.jp/> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

平成 27 年度以降に自家用の軽自動車を買う人は、毎年の軽自動車税がいまの 1.5 倍の 1 万 800 円に上がります。

安倍政権は、企業業績が改善し、賃上げにつながる経済成長をめざしていますが、与党や官僚主導で進んだ税制改正は、中央省庁や族議員の意向を映した増減税や、民主党政権が路線を敷いた増税も入り交じり、全体として家計の負担が大幅に増えるということが配慮されなかったようです。

◆各税目別の主な改正内容◆

法人税関係	大企業の交際費	消費活性化の観点から、資本金 1 億円超の法人の飲食のための支出（社内接待費を除く。）については、50%の損金算入を可能とする。中小法人については、飲食費の 50%か定額控除額（800 万円）の有利な方を選べる選択制とし、損金算入の特例の適用期限を 2 年延長 する。
	国家戦略特区の税制	(1) 国家戦略特区において、我が国の経済社会の活力の向上等に寄与することが見込まれる事業を実施する事業者として特区ごとに定められる区域計画に記載された者を支援するための税制を創設する。 (2) 設備投資減税（法人税）の主な内容は下記のとおり。 ・ <u>特別償却割</u> 機械装置及び開発研究用器具備品 (中核事業) → 即時償却 (中核事業以外の事業) → 50% ・ <u>税額控除割合</u> 建物及びその附属設備並びに構築物 → 25% 機械装置及び開発研究用器具備品 → 15% 建物及びその附属設備並びに構築物 → 8%
	欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置の延長	中小企業者以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付制度の不適用措置については適用期限を 2 年延長 する。
	雇用促進税制	雇用促進税制の適用期限を 2 年延長 する。
	特定資産の買換えの場合等の課税の特例	特定資産の買換えの場合等の課税の特例については、一定の見直しを行い、長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物、機械装置等への買換え以外の措置の適用期限を 3 年延長 する（所得税も同様）。
	使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例	使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例の適用期限を撤廃し、制度を恒久化する。
	復興特別法人税	復興特別法人税の課税期間を 1 年前倒して廃止 する。 なお、法人に課される復興特別所得税の額の法人税の額からの控除について、復興特別法人税の課税期間終了後、法人が各事業年度において利子及び配当等に課される所得税の額と合わせて、各事業年度の法人税の額から控除する。この場合に、復興特別所得税の額で法人税の額から控除しきれなかった金額があるときは、その金額を還付する。
所得税関係	給与所得控除縮小	給与所得控除については、給与所得者の必要経費（勤務関係経費と考えられる支出額）や主要国の水準に比しても過大で、水準の適正化が必要なため、控除の上限額が適用される給与収入 1,500 万円超（控除額 245 万円）を以下の通り漸次引き下げる。 ・ 平成 28 年分より 1,200 万円超 （控除額 230 万円） ・ 平成 29 年分より 1,000 万円超 （控除額 220 万円）
	N I S A	NISA（少額投資非課税制度）口座開設等の柔軟化として、1 年単位で口座を開設する金融機関の変更と、口座を廃止した場合に翌年以降の再開設を認める。
	特定公社債	特定公社債の対象となる「平成 27 年 12 月 31 日以前に発行された公社債」の範囲から、同族会社が発行した社債を除外する。
	少人数私募債	同族会社の少人数私募債利息は、現在、利子所得の 20% 源泉分離課税となっていますが、 平成 28 年 1 月 1 日以後 は、それ以前に発行した私募債でも源泉分離課税対象外になり、雑所得として総合課税の対象となる。

所得税関係	ゴルフ会員権等の譲渡損の損益通算の禁止	譲渡損失の他の所得との損益通算及び雑損控除を適用することができない生活に通常必要でない資産の範囲に、主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する不動産以外の資産（ゴルフ会員権等）を追加する。 <u>適用時期は平成26年4月1日以後</u> に行う資産の譲渡等。
	相続財産に係る譲渡所得の課税	相続財産に係る譲渡所得の課税の特例のうち、相続財産である土地等を譲渡した場合に譲渡所得の金額の計算上、取得費に加算する金額をその者が相続した全ての土地等に対応する相続税相当額から、 <u>その土地等に対応する相続税額</u> とする。 また、相続財産の譲渡に係る確定申告書の提出期限後にその相続財産の取得の基因となった相続に係る相続税額が確定した場合（相続税の期限内申告に限る）には、 <u>期限内申告書を提出した日の翌日から2月以内に限り更正の請求により本特例の適用を受けることができる</u> 。この適用は、 <u>平成27年1月1日以後に開始</u> する相続又は遺贈により取得した資産を譲渡する場合。
消費税	軽減税率	平成25年度与党税制改正大綱では、消費税率の10%引き上げ時に軽減税率制度を導入することを目指し、「本年12月予定の平成26年度与党税制改正決定時までに、関係者の理解を得た上で、結論を得るものとする」と、明記していた。
	消費税の簡易課税の見直し	消費税の簡易課税制度のみなし仕入率については、課税売上高5,000万円以下の者を適用対象にする見直しならなかったが、みなし仕入率の実態調査の結果を踏まえ、金融業及び保険業は <u>60%→50%</u> 、不動産業は <u>50%→40%</u> に引き下げる。 <u>平成27年4月1日以後に開始</u> する課税期間から適用する。 みなし仕入率の区分は現行の5区分から第1種事業（90%）から第6事業（40%）までの <u>6事業区分</u> となる。
相続税	医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予	個人が持分の定めのある医療法人の持分を相続又は遺贈により取得した場合に、その医療法人が相続税の申告期限において認定医療法人（仮称）であるときは、担保の提供を条件に持分に係る課税価格に対応する相続税額については移行計画（仮称）の期間まで納税を猶予等する。贈与税の場合も同様。 適用時期は、移行計画（仮称）の認定期制の施行の日以後。

【今後の税制変更のスケジュール】 増増税 減減税 ○中立

平成26年1月～2月※	減 設備投資・賃上げ減税を拡充
3月末	減 復興特別法人税を廃止
4月	増 消費税率8%に引き上げ 減 住宅ローン減税を拡充（平成29年12月末まで） 減 自動車取得税を1～2%下げ
10月	減 外国人旅行者向け消費税免除の拡充
平成27年1月	増 相続税の基礎控除縮小、最高税率引き上げ 増 所得税の最高税率引き上げ
4月	増 軽自動車税（新車）1.5倍に引き上げ
10月	増 消費税率10%に？ 減 自動車取得税を廃止？ ○ 自動車税を環境性能に応じて見直し
平成28年1月	増 年収1,200万円超の会社員の給与所得控除を230万円に縮小
平成29年1月	増 年収1,000万円超の会社員の給与所得控除を220万円に縮小

□は企業向け。（12月11日公布、3ヶ月以内に施行。1月下旬～2月の間に適用開始の見込み）

※産業競争力強化法施行にあわせ適用開始



イザというとき慌てない税務調査の基礎知識

シリーズ 22. 「調査官が見ているもの②」

前回、調査官は帳票類や経理処理の流れを確認し、精査していくというお話をしました。
その精査の過程において、次のことにも気を付ける必要があります。

① 経営者や従業員の発言

帳票類の数字をいくら眺めても、調査官は誤りを見つけることはできません。
そこで、経営者や従業員にヒアリングしながら、誤りのきっかけを見つけようとするのです。
余計なことを言うと痛い目にあうこともありますので慎重に回答する必要があります。

② 法人と個人の経費の明確な区分とその論拠

接待交際費などで指摘されることが多いのですが、経営者個人の支出が会社の経費に含まれていないかは、必ずチェックされる項目ですので注意が必要です。「個人で負担している（法人で経費にしていない）飲み代・ゴルフ代もあって、それはこういう基準なんです」と説明できれば完璧でしょう。そこまではできなくても、どの取引先と行ったのかくらいは説明できるようにしておきたいものです。

また、法人で所有する車を、役員等がプライベートでも使用している場合も注意が必要です。実際には仕事での利用がほとんどで、たまにプライベート使用であれば問題ないのですが、実態が主にプライベート使用と認定されると経費になりません。ここでいくら「ほとんど仕事で使っています！」と主張しても、車が常に自宅の駐車場にとめられているとか、仕事で使う理由がない、となってくると厳しい状況に陥るわけです。誰が考えても辻褄が合わないようなことは、調査で指摘されるものと考えておいた方がいいでしょう。

③ 会社の備品

調査官は会社に置いているものもチェックしています。具体的には、銀行からの贈答されたカレンダーがあつて、その銀行と付き合いがなければ、「その銀行に隠し口座があるのでは？」と疑うわけです。

また、ゴルフバッグを社内に置いている経営者の方もいらっしゃいますが、調査官からすれば格好のネタです。「社長、ゴルフ好きなんですか？」から始まり、プライベートのゴルフ代が経費にならないかチェックされることになります。

以上のように、調査官が見ているものは帳簿だけでは無く、何気ない会話や、ちょっとした物事を手がかりに、帳簿にはないお金の動きや、取引の事実を発見しようとしているのです。

関与先各位

確定申告にあたり

確定申告が到来します。申告に早めに取り掛かれるよう、以下の書類ならびに事業所得・不動産所得のある方は帳簿・領収書等をご準備ください。詳細は改めて通知しますので、ご協力を宜しくお願い致します。

- 給与所得や公的年金等の源泉徴収簿（原本） ●私的年金等を受けている場合には支払金額の分かるもの
- 医療費の領収書等、社会保険料（国民年金保険料）控除証明書、
生命保険料の控除証明書、地震保険料（旧長期損害保険料）の控除証明書、寄付金の受領証など

※譲渡・贈与のある方は至急ご連絡ください。 ※還付申告の方は2月15日以前でも申告書を提出することが可能です。



本年も宜しくお願い申し上げます。弊社スタッフを代表致しまして、
副所長 中山昌実 ならびに 取締役 中野一弘 よりご挨拶申し上げます。



あけましておめでとうございます。本年は消費税改正の年です。改正に伴うトラブル回避対策が必要です。前回の改正前は、基本が税抜表示であった為、比較的転嫁し易かった(103円→105円)のに対し、今回は基本が税込表示の為(100円→102.8円)どうする？！
本年も宜しくお願い致します。 副所長 中山 昌実

旧年中のご厚情に深く感謝を申し上げます。本年も、弊社並びにスタッフ一同をご愛顧頂きますようお願い申し上げます。今年は、昨年に引き続きアベノミクスの動向、消費税増税等の影響が懸念される年です。終わってみれば何事も順調に推移し、平穏な一年であることを祈念いたします。 取締役 中野 一弘

【発行】 株式会社オフィスマツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営戦略
Office
Mitsuhiro

株式会社オフィスマツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <http://www.office-m.co.jp/>

